

平成27年度（第4回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成27年7月10日（金）

第4回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成27年7月10日（金）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西謙讓

議 事

第21号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

第23号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第24号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第25号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

第28号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第29号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第30号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第31号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

出席委員

| | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 宇井良子 | 2番 | 尾鷲壽夫 | 3番 | 吉川きり子 | 4番 | 小山喜行 |
| 5番 | 坂田完爾 | 6番 | 阪田洋好 | 7番 | 坂本渡 | 8番 | 芝崎憲年 |
| 9番 | 鈴木利朗 | 10番 | 竹田敏明 | 11番 | 地當博己 | 12番 | 角是明 |
| 13番 | 中谷清可 | 14番 | 中村省一 | 15番 | 西謙讓 | 16番 | 西豊 |
| 17番 | 東地寧司 | 18番 | 平崎茂樹 | 19番 | 福島雄一 | 20番 | 増本昌弘 |
| 21番 | 山下敏文 | | | | | | |

欠席委員

22番 吉井孝夫

出席した職員

島野、松山

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>皆さんこんにちは。本日もお忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。</p> <p>先日の現地調査では、大変天気の悪い中ご苦労様でした。連日の梅雨の天気で、農作物にも大変な影響がでるんじゃないかと思っております。早く天候が落ち着いて、日差しが戻ってほしいものであります。</p> <p>それではただいまから、平成27年度第4回串本町農業委員会定例会を始めます。</p> <p>本日の欠席者は22番の吉井委員です。会議録の署名委員は、6番阪田委員、7番坂本委員です。お二方よろしくお祈いします。本日の議案は11件です。少し多いですが、いつものようにスムーズな議事進行にご協力よろしくお祈いします。</p> <p>それでは早速議題に入ります。議案第21号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>それでは、現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 山下委員 | <p>21番、山下です。</p> |
| 議長 | <p>21番、山下委員。</p> |
| 山下委員 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りをします。</p> <p>本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>それでは、現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 竹田委員 | <p>10番、竹田です。</p> |
| 議長 | <p>10番、竹田委員。</p> |
| 竹田委員 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>少し私の方から質問というか説明して頂きたいことがあります。2点あります。1点目は、町・地方公共団体は農地を持ってないということだと思っておりますが、今回の申請の経緯というか、その辺どうなっているかということ。2点目は、直接農業委員会には関係はないんですが、町から個人に所有権を移転するというので、公告といったかたちはとられたのかどうかということについて、どうでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>今会長からご質問頂いた点について、お答えします。まず1点目ですが、町がそもそも農地を持てるのか？ どういった経緯でというご質問についてですが、現実問題として町が農地を持っている場合も多数あります。例えば学校などの公共施設用地として町が個人から農地を買い上げて、事業を実施したけれども、登記簿上は所有権の移転はなされているが地目変更まできちんと行われていない場合や農地法施行以前から町が所有している場合など、所有するに至る経緯は様々かと思いますが、現実に町の名義の農地というのも存在しております。</p> <p>本議案については町から個人へ譲り渡すわけですが、町が譲り受ける場合、町が3条申請の譲受人として適格者としてなりうるのかという部分ですが、この部分については県にも再確認をしたんですが、それは無理であるということなんです。国や県は3条の譲受人になれるんですが、市町村はなれな</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>いということで、その部分を持って町は農地を持ってないと一般的に言われている部分かと思います。</p> <p>今回は町は譲り渡す側であり、また登記簿上の地目としては農地ではなく海岸地となっております。しかし現況が農地であるため、登記簿上は農地ではないけれども、今回の申請に至っておるということをございます。</p> <p>次に2点目のご質問ですが、個人に所有権を移転するというので公告等を行っているのかということではありますが、公告等を行っておりません。今回の土地は、役場の産業課で進めております官有地の払い下げ事業で、もともとは海岸地であった場所に国道42号線を建設し、その残地として存在している場所でもあります。その残地について周辺地域の住民の方々は何十年も前から占有料を払って利用してきました。今回の申請地は農地としての利用ですが、雑種地で駐車場として利用していたり倉庫が建っていたりと様々です。そうした経緯も踏まえまして、今回国から町へ移管され、町からの払い下げが可能になりましたので、公告などは行わず、希望者に払い下げを行っていかうという方針で進めております。もちろん払い下げを希望されない方については、今まで通り占有料を払っていくか占有をやめるということも選択できます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>占有者にまず打診するということですか。それで、もしいいませんということであれば、公告などして他の人に売っていくということですか。</p> |
| 事務局 | <p>そうですね、もし他にほしいという人があればそういうことも考えられるのではないかと思います。</p> |
| 議長 | <p>分かりました。</p> <p>他に何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ないようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>次へまいります。議案第23号、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。</p> <p>それでは事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>続きまして現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 坂本委員 | <p>7番、坂本です。</p> |
| 議長 | <p>7番、坂本委員。</p> |
| 坂本委員 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>アイガモを4匹飼って田の中へ入れており、私も現地へ行って見たときに、確かに雑草もなくピカピカでした。ただ草だけでは足りないらしく、餌をやるのが大変らしいです。そういった状況で、熱心な方ようです。</p> <p>それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りをします。</p> <p>本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。次へまいります。議案第24号、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。</p> <p>それでは事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それではこの案件は私が担当致しましたので、</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ご報告致します。</p> |
| 議長 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> |
| 坂田委員 | <p>5番。</p> |
| 議長 | <p>5番、坂田委員。</p> |
| 坂田委員 | <p>今回利用権を設定する土地で965㎡ですが、初めて農業をするということで下限面積はどうですか。四捨五入したれということで昔は言うたこともありましたが、それはできんのかという話でした。その辺どうですか。</p> |
| 議長 | <p>事務局。</p> |
| 事務局 | <p>今お話にありました下限面積について、四捨五入でもいいのかということですが、それは駄目です。1000㎡といえば1000㎡以上なければ駄目だということになろうかと思えます。</p> <p>ただ下限面積については、3条申請の際の譲受の要件となっているもので、今回は基盤強化法に基づく利用権設定ですので、利用権設定の場合は下限面積の要件は必要ありません。</p> |
| 議長 | <p>ちなみにこの方はあとの議案で3条申請も出てきます。</p> |
| 坂田委員 | <p>集約栽培の例外というものが農地法であって、1000㎡なかつてもいけるという部分があると思いますが、900㎡だけであとちょっと足らんという場合でも、実際の面積はもっと広い場合もあるやろうし、認めていっても良いのではと。私自身は賛成なんですけど。以前事務局の方に駄目ですとはっきり言われたことがあった。</p> |
| 事務局 | <p>集約栽培については、以前委員会の中で坂田委員からご質問頂いて、調べて確認したことがありました。確かに集約栽培の例外というものがあって、どういうものが具体的に適用されるのかということですが、以前はイチゴの施設栽培ということでしたが、それは認められない。和歌山県内で</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>は、花卉栽培の場合に認められる、というのが県の見解でした。</p> |
| 議長 | <p>他にありませんか。質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第25号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。</p> <p>事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>次に現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 山下委員 | <p>21番、山下です。</p> |
| 議長 | <p>21番、山下委員。</p> |
| 山下委員 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それではただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、何か質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | <p>異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請に</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>ついてを議題といたします。</p> <p>事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>次に現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 山下委員 | <p>21番、山下です。</p> |
| 議長 | <p>21番、山下委員。</p> |
| 山下委員 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それではただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、何か質疑ございませんか。</p> |
| 坂田委員 | <p>5番。</p> |
| 議長 | <p>5番、坂田委員。</p> |
| 坂田委員 | <p>これは夫婦ですよ。何か意味があるんでしょうか。</p> |
| 山下委員 | <p>だんなさんも体を悪くされているので、これから奥さんに頑張ってもらおうということでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>まああまりその辺は詮索しなくても良いのではないのでしょうか。特別何か悪意があるとか、そういうご心配されるようなことはないです。</p> <p>他にないでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>次に現地調査委員の報告ですが、私が担当致しましたので報告致します。</p> |
| 議長 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>それではただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、何か質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | <p>異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第28号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。</p> <p>事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>続きまして現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 阪田委員 | <p>6番、阪田です。</p> |
| 議長 | <p>6番、阪田委員。</p> |

| | |
|------|--|
| 阪田委員 | (担当委員の現地調査報告。) |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それではただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、何か質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | <p>異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第29号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。</p> <p>事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | (議案書に従い朗読。) |
| 議長 | <p>続きまして現地調査委員の報告ですが、私が担当して参りましたので報告します。</p> |
| 議長 | (担当委員の現地調査報告。) |
| 議長 | <p>それではただいまの提案趣旨説明並びに現地調査説明について、ご質問やご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | <p>異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>致しました。</p> <p>次へまいります。議案第30号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。</p> <p>事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> <p>(議案書に従い朗読。)</p> |
| 議長 | <p>続きまして現地調査委員の報告をお願いします。</p> |
| 中谷委員 | <p>13番、中谷です。</p> |
| 議長 | <p>13番、中谷委員。</p> |
| 中谷委員 | <p>(担当委員の現地調査報告。)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それではただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、何か質疑ございませんか。</p> <p>この案件は、私も現地調査を同行したわけなんです。前回の定例会で同じ場所で同じように太陽光発電をしたいということで申請がありました。遅ればせながら、私もというところでしょうか。まあ現況は確かに草木が生い茂り、農地でないという状況でございます。</p> <p>何かご意見ご質問ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | <p>異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第31号、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | (議案書に従い朗読。) |
| 議長 | ありがとうございました。それでは続きまして現地調査報告をお願いします。 |
| 地當委員 | 1 1 番、地當です。 |
| 議長 | 1 1 番、地當委員。 |
| 地當委員 | (担当委員の現地調査報告。) |
| 議長 | ありがとうございました。それではただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、何か質疑ございませんか。 |
| 坂田委員 | 5 番。 |
| 議長 | 5 番、坂田委員。 |
| 坂田委員 | 久しぶりに賃貸借の案件ですが、標準小作料というものがあるかと思いますが、そういうものと比較して、高いのか安いのか、まあ個人同士で決めたのか、そこらあたりどうでしょうか。 |
| 議長 | 事務局どうですか、把握しておりますか。 |
| 事務局 | <p>すいません、はっきりと高いのか安いのかということについては把握しておりません。</p> <p>各農業委員会で賃借料情報を提供するようにと、そういうルールになっておりまして、情報提供しているところですけども、ご承知のようにほとんど多くが使用貸借の案件でして、年間数件このように賃貸借の案件が出てきても、それをなかなか平均ということにもいかないので、串本町農業委員会としては県内の平均額が示されておりまして、それを町の賃借料情報としているところです。ただ、それはあくまで平均額としてご提供しているもので、最低賃金というかそういったものではなくて、それより高いからあるいは安いから駄目ですよということではなく、あくまで貸し借りをを行う際の参考として頂いているところです。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | 今は平均いくらですか。 |
| 事務局 | すいません、ちょっと今は覚えておりません。 |
| 議長 | また教えて下さい。 |
| 地當委員 | <p>まあ今回は親戚を通じての紹介であって、当初はもう無償でという話であつたらしいんですが、やっぱり無償というのもということで、安くても少し払うよということで今回の額になつたらしいです。</p> <p>この〇〇〇円というのは㎡あたりですか。</p> |
| 議長 | 私もその辺気になっていたんですが、これは年額なのか。 |
| 事務局 | <p>年額です。年額10アールあたり〇〇〇円ということです。10アールあたりなんで、今回借りるのが514㎡なんで、その約半分くらいの額になつてこようかと思いますが、ひょっとしたら、申請者としてはこの土地を借りるのに年間〇〇〇円払うよということの意味なのかなど、そういう可能性もあるかと思っています。</p> |
| 小山委員 | 4番、小山委員です。 |
| 議長 | 4番、小山委員。 |
| 小山委員 | この雇用労働力のところですが、3人しかいないのに年間1500日となっていますがどういふことでしょうか。 |
| 議長 | <p>そうですね、おかしいですね。書き間違いだと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>無いようですのでお諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p> |
| 議長 | 異議無しの声多数につき、本案については原案通り承認することに決定 |

致しました。

以上で、本日予定しておりました議案は全て終了しました。皆さんご協力ありがとうございました。

(その他の項において、会長より農地法の改正に伴う農業委員会改革の状況等について説明。)

議長

以上をもちまして、第4回農業委員会定例会を閉会致します。ありがとうございました。

午後3時00分 定例会終了